

# 福岡県公報

平成28年10月4日  
第3832号

## 目次

### 告示 (第725号 - 第728号)

○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 3
<b>公 告</b>	
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 4
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(団体指導課) …………… 5
○平成28年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課) …………… 5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 6
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8

### 教育委員会

- 博物館登録の抹消 (教育庁社会教育課) …………… 8
- 博物館相当施設の指定 (教育庁社会教育課) …………… 9

### 選挙管理委員会

- 衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録 (市町村支援課) …………… 9
- 衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧期間 (市町村支援課) …………… 9
- 衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数 (市町村支援課) …………… 9

## 告 示

### 福岡県告示第725号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定(昭和45年12月福岡県告示第1143号)により指定した津屋崎農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月4日

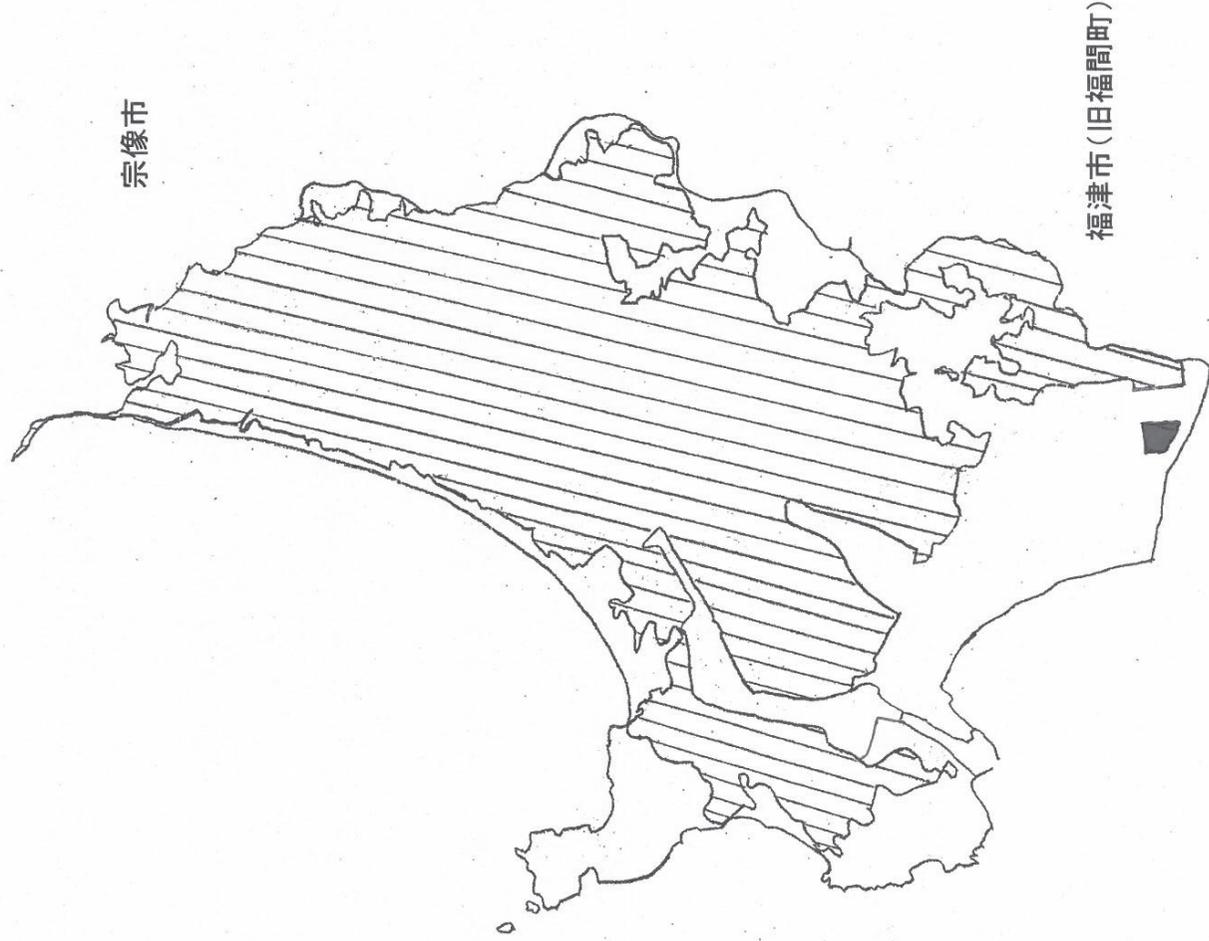
福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名  
津屋崎地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲  
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

### 津屋崎農業振興地域の区域を表示した図面 (福津市)



凡	行政区域	
	農業振興地域の区域	
例	今回除外する区域	



**福岡県告示第726号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	野 路 線 土佐井	前	築上郡上毛町大字原井633番先から 築上郡上毛町大字原井629番先まで	9.7 ～ 14.8	132.0
			後	築上郡上毛町大字原井633番先から 築上郡上毛町大字原井629番先まで	10.9 ～ 26.2	

**福岡県告示第727号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 峰畑
- 2 区域の所在地 筑紫野市二日市北一丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から14号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と14号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
筑紫野市二日市北一丁目	554番6	1号
	554番6地先道路敷	2号
	553番2地先道路敷	3号
	554番15	4号から5号まで
	542番1	6号
	539番2	7号
	539番1	8号から9号まで
	538番2	10号
	554番7	11号から12号まで
	554番1	13号
	554番8	14号

**福岡県告示第728号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 五反田
- 2 区域の所在地 嘉麻市下山田字ムタダ
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から25号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と25号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
嘉麻市下山田字ムタダ	855番1	1号から2号、4号から5号、24号から25号まで
	848番	3号、6号、8号から11号まで
	856番5	7号
	856番4	12号から13号
	856番3	14号から16号まで
	856番15	17号から19号まで
	856番16	20号から21号まで

856番10  
856番622号  
23号

## 公 告

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書を福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）（平成28年9月5日福岡市告示第284号）

## 公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 不利益処分根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第48条第1項及び第50条第1項

## 2 聴聞の期日及び場所

平成28年10月26日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階

海区漁業調整委員会室

## 3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

## 4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル那珂川店

(2) 所在地 筑紫郡那珂川町松原2番地の一部

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

敷地内駐車場利用に際し、車両の離合等により混雑等が発生し、周辺道路への渋滞に繋がらないように交通整理員を配置するなど配慮すること。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

当該事業者から排出される一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び那珂川町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、適正な処理を行うこと。

(3) 騒音の発生に係る事項

当該事業地の建設工事において、騒音・振動規制法に伴う届出が必要な場合は、遅延なく行うこと。

防音シート・防塵シート等付近住民に配慮した工事を行うとともに、当該事業用地における騒音・振動等の苦情に関しては施工者が責任をもって対処すること。

(4) その他

すでに那珂川町開発行為等整備要綱に基づき事前協議済みである各課意見については遵守すること。

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上新入土地改良区	平成28年9月21日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで農業倉庫業法施行細則（昭和2年福岡県令第35号）の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部団体指導課に備え置きます。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴う農業倉庫業法（大正6年法律第15号）の廃止により、同法の施行に関し必要な事項を定めた規則を廃止するものであるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当し、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

## 2 規則の公布日

平成28年9月23日

**公告**

平成28年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成29年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

## 2 試験

## (1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とす

る。

(2) 日時

平成29年2月17日（金曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学 七隈キャンパス

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室（以下「医師・看護職員確保対策室」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医師・看護職員確保対策室で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成29年1月4日（水曜日）から同月12日（木曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、平成29年1月12日（木曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成29年3月16日（木曜日）午前10時00分に福岡県保健医療介護部医療指導課前廊下に受験番号を掲示するほか、福岡県ホームページに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医師・看護職員確保対策室に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

---

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

前原都市計画地区計画の決定（平成28年9月14日糸島市告示第196号）

---

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事（5） 第12566号	有限会社デア・プラッツ 代表者 西田 芳信	京都郡苅田町新津一丁目11-38

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市今の庄三丁目683番1、683番4から683番18まで、689番1、689番4から689番10まで、690番1から690番5まで、691番1及び691番4から691番22まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市東区松島六丁目6番33号  
株式会社よかタウン  
代表取締役 野島 幸司

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市野坂字中熊2666番1、2666番4から2666番7まで及び2683番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市野坂2650番地  
医療法人庄正会  
理事長 江崎 正孝

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

#### (1) 名称

NPO法人ウェルフェアみくに野

#### (2) 代表者の氏名

西本 恭子

#### (3) 主たる事務所の所在地

小郡市津古488番地12

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、小郡市を中心とする地域の高齢者をはじめ広く子供、障害者、地域住民に対して、住み慣れた場所で、馴染みの人々と共に暮らすことを継続するために有効な事業を行うことで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年8月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共同作業所さくらんぼ

(2) 代表者の氏名

別府 哲英

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市田主丸町田主丸751番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者を中心に広く障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年8月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人新現役の会ちくごセンター

(2) 代表者の氏名

江上 憲一

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市篠山町164番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、これからの人生を新たな現役として活動する人々が、地域貢献事業に関する支援事業を行い、地域課題解決に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年9月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ハートフル

(2) 代表者の氏名

福田 祥司

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市三潁町西牟田1646番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、在宅で介護が必要な高齢者・障害者に支援、サービスを提供し、地域に根ざした居宅サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とします。又、結婚と家庭づくりの支援を行なうことで少子化傾向の事態改善につなげ、男女の積極的社会参加促進にも寄与いたします。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第17号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条に規定する博物館登録を平成28年9月30日付で抹消したので次のように告示する。

平成28年10月4日

福岡県教育委員会

登録を抹消した施設

名 称	所 在 地	設置者の名称及び住所
石橋美術館	久留米市野中町 1015	公益財団法人石橋財団 東京都港区麻布永坂町1番地
石橋美術館別館	久留米市野中町 1015	公益財団法人石橋財団 東京都港区麻布永坂町1番地

**福岡県教育委員会告示第18号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として平成28年10月1日下記施設を指定したので告示する。

平成28年10月4日

福岡県教育委員会

施 設 名	所 在 地	設 置 者
久留米市美術館	久留米市野中町 1015	久留米市

**選挙管理委員会****福岡県選挙管理委員会告示第113号**

衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙が平成28年10月23日に執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めた。

平成28年10月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

- 登録の基準日 平成28年10月10日  
ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、平成28年10月23日をもって算定するものとする。
- 登 録 日 平成28年10月10日
- 縦 覧 期 間 平成28年10月11日の1日間

**福岡県選挙管理委員会告示第114号**

平成28年10月23日執行予定の衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めた。

平成28年10月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

縦 覧 期 間 平成28年10月11日の1日間

**福岡県選挙管理委員会告示第115号**

平成28年10月23日執行予定の衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成28年10月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

テレビジョン放送

基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ西日本	1
株式会社TVQ九州放送	1